

別表（第7条関係）

施行基準

管理体制等に関する事項	管理体制	1 作業時間中、事業区域に現場責任者を常駐させること。 2 事業施行に当たり、人身に危害を加え、第三者の財産等に損害を与え、道路、河川若しくは水路その他の公共施設の構造及び機能を阻害し、又は事業の施行に影響を及ぼす事故その他災害が発生した場合における関係者及び関係機関への連絡体制を整備し、その内容を作業従事者に充分周知徹底させること。
	作業日及び時間	1 日曜、祝日及び年末年始は、作業を行わないよう努めること。 2 作業時間は午前8時から午後5時までを原則とすること。 3 緊急を要する作業が作業時間外に発生した場合は、周辺住民の理解を得ること。
	その他	事業施行に当たっては、関係法令を遵守すること。
環境保全等に関する事項	公害防止対策	1 基礎地盤調査を行い、地質及び土質条件を把握し、必要な措置を講ずること。 2 塵埃、飛散、騒音、振動、土砂等の流出及び土壌汚染について、必要な防止対策を講じ、周辺環境に影響をおよぼさないよう配慮すること。
	道路保全及び交通安全対策	1 道路に搬入路を取り付ける場合は、あらかじめ道路管理者と協議すること。 2 事業区域の搬入路部分の全体に鋼板を敷設し、道路への土砂等の流出防止対策を講ずること。 3 道路に事業区域の土砂等が流出した場合は、速やかに撤去、清掃するよう作業従事者に周知徹底すること。 4 搬入経路が通学路となっている場合、登下校時間帯の通行を避ける等必要な措置を講ずること。 5 必要に応じて交通誘導員の配置、危険防止等を記載した標識その他道路交通の阻害防止及び安全確保のための施設を設置すること。
事業区域内外の保安に関する事項	侵入防止対策	1 事業区域の安全確保のため、次に掲げる基準により、みだりに第三者が立ち入るのを防止することができる柵又は堀を事業区域の全周に設置し、事業区域内外に区画すること。 ア 柵又は堀の設置場所は、事業区域内外の保安に関する事項に規定する保安距離の中間位置に設置すること。 イ 柵又は堀の構造等は、耐久性を有するものとし、風圧等により容易に転倒破壊されないものとする。

		ウ 出入口は、原則として一箇所とし、施錠若しくは他の方法により封鎖できる構造であること。
	保安距離	隣地の保全のため、事業区域と隣地との距離は、災害等に備え、十分な距離を保つこと。
工事の仕様等に関する事項	排水施設	1 事業区域及び当該区域を含む流域から流出する雨水その他の他表水は、放流先の排水路及び利水施設に支障を及ぼさないように排水すること。ただし、放流先の水路等が排出能力を有していないと認められるときは、事業区域内に雨水調整池その他施設を整備すること。 2 排水施設の計画流出量は、降雨確率年を10年とし、排水施設の計画に用いる雨水流出量は合理式により算出すること。
	堆積事業	1 堆積事業にあつては、次に掲げる基準に適合すること。 ア 堀削は、原則として認めない。 イ 堆積の期間は、許可の日より起算して6月以内とすること。 ウ 粉じんが飛散するおそれのあるものについては、散水やシートで覆う等必要な措置を講じること。
	整地	事業を完了し、又は中止若しくは廃止したときはブルドーザー等建設機械により敷きならしを行い、充分転圧し、整地等の措置を講じること。
	記録写真	次により、着手前、中間及び完了後の写真を撮影し事業完了届とともに提出すること。 1 着手前と完了後の写真は、同一の位置、方向から対比できるよう撮影する。 2 構造物については、付近を整理して、寸法が確認できるものを目的物に添えて撮影すること。この場合、位置が確認できるよう背景を入れ、黒板には目的物の形状、寸法及び位置を記入すること。 3 施行過程における構造物及び完了後確認することが困難な箇所については撮影の機会を逃さないよう特に留意すること。